第1章 計画策定の趣旨

身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の福祉サービスについて、障害種別を越えて提供体制を市町村に一元化し、障害のある人が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す障害者自立支援法が平成18年4月から施行されました。

障害者自立支援法では、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定が義務づけられて おり、都道府県は、国の基本指針※に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、 各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めることとなっています。

このため、本県では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、旧体系の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標に、平成18年度から平成20年度の3年間における具体的な数値目標及び取組を定めた第1期愛知県障害福祉計画(以下「第1期計画」という。)を平成19年3月に策定しました。

今回策定する第2期愛知県障害福祉計画(以下「第2期計画」という。)については、第1期計画の進捗状況等の分析・評価を行い、第2期計画における課題を整理し、それらを踏まえ、必要な見直しを行った上で、平成21年度から平成23年度までを計画期間として策定します。

※国の基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)

一部改正 平成21年1月8日

- (以下「国の基本指針」という。)

第2章 本県の現状

1 人口構成

平成 20 年 10 月 1 日現在の本県の人口は、739 万 8,327 人で、平成 17 年と比べ 14 万 3,623 人増え、2.0%の増加となっています。

年齢 3 区分で見ると、 $0\sim14$ 歳は年々減少し、65 歳以上は年々増加してきており、 平成 14 年から、65 歳以上の割合が $0\sim14$ 歳の割合よりも大きくなっています。

	区分	7年 12年		17 年	20 年
総人口		6,868,336 人	7,043,300 人	7,254,704 人	7,398,327 人
	0 14 45	(16.3%)	(15.4%)	(14.7%)	(14.6%)
年	年 0~14歳	1,120,992 人	1,081,280 人	1,069,498 人	1,080,170 人
齢	45 04 45	(71.6%)	(69.8%)	(67.6%)	(65.9%)
3	3 15~64 歳	4,919,095 人	4,914,857 人	4,901,072 人	4,873,505 人

(14.5%)

1,019,999 人

(17.2%)

1,248,562 人

(19.0%)

1,409,094 人

【人口構成の推移】

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計とは一致しない。

(11.9%)

819,026 人

※カッコ内は総人口に対する割合

65 歳以上

7年、12年、17年は「国勢調査」、20年は「あいちの人口」(20年10月1日現在)

2 障害者の状況

分

(1) 身体障害者(手帳所持者)の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在の本県の身体障害者手帳所持者数は 22 万 5,081 人となっており、県人口の 3.06%を占めています。

障害別では、肢体不自由が最も多く 123,366 人で、全体の 54.8%を占めています。 平成 16 年からの増加率で見ると、内部障害が最も大きく、15.6%増となっています。

平成 20 年の等級別で見ると、1 級、2 級の重度の障害のある人の割合が全体の44.3%となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

区分		16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
	合計 (人)	204,814 人	210,541 人	216,258 人	220,045 人	225,081 人
	県人口に占める割合	2.86%	2.92%	2.98%	3.01%	3.06%
	視覚障害	14,890 人	15,077 人	15,166 人	15,142 人	15,176 人
陪	聴覚・平衡機能障害	16,392 人	16,645 人	16,880 人	16,963 人	17,180 人
害	音声・言語・そしゃく機 能障害	2,316 人	2,365 人	2,381 人	2,445 人	2,519 人
別	肢体不自由	113,400 人	116,073 人	118,988 人	120,925 人	123,366 人
	内部障害	57,816 人	60,381 人	62,843 A	64,570 人	66,840 人
18 歳以上の者		199,734 人	205,406 人	211,118 人	214,849 人	219,869 人
18 歳	未満の児童	5,080 人	5,135 人	5,140 人	5,196 人	5,212 人

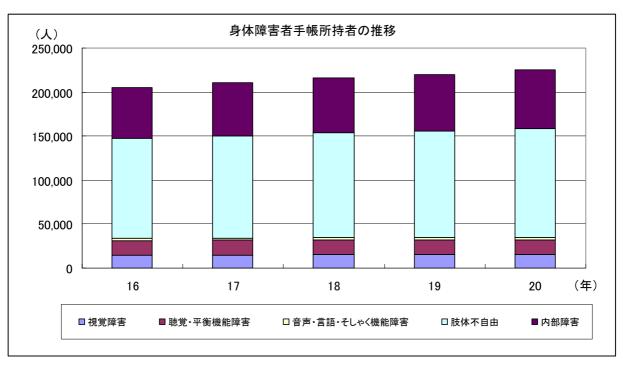
※各年4月1日現在

- ※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合
- ※2つ以上の障害が重複する者は、主たる障害に計上

【等級別身体障害者手帳所持者数 (平成 20 年 4 月 1 日現在)】

1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
61,623 人	38,002 人	54,919 人	44,545 人	14,836 人	11,156 人	225,081 人
27.4%	16.9%	24.4%	19.8%	6.6%	4.9%	100%

※上段は手帳所持者数、下段は全体に占める割合



(2) 知的障害者(手帳所持者)の状況

平成20年4月1日現在の本県の療育(愛護)手帳所持者数は3万8,466人となっており、県人口の0.52%を占めています。

重度判定を受けている人が17,207人で、全体の44.7%となっています。

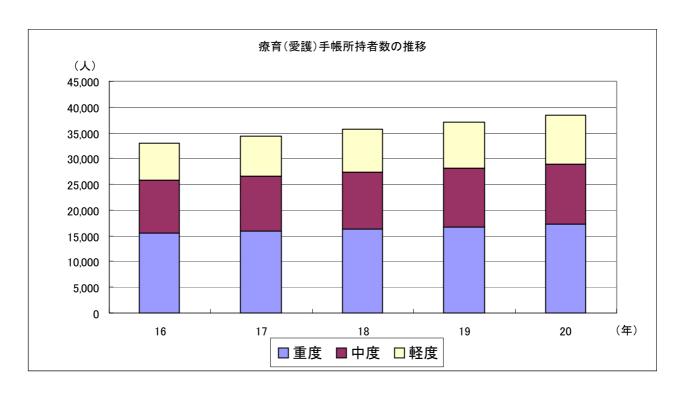
18 歳未満について、平成 16 年との比較で見ると、身体障害者手帳所持者は 2.6% の増加であるのに対し、療育(愛護)手帳所持者は 26.8%の増加になっています。 ※療育手帳(愛知県が発行)、愛護手帳(名古屋市が発行)

【療育(愛護)手帳所持者数の推移】

	区 分	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
	合 計	33,041 人	34,284 人	35,672 人	37,078 人	38,466 人
	県人口に占める割合	0.46%	0.47%	0.49%	0.51%	0.52%
क्या	重度(知能指数35以下)	15,441 人	15,919 人	16,364 人	16,773 人	17,207 人
定別	中度(知能指数 50 以下)	10,434 人	10,647 人	10,916 人	11,268 人	11,628 人
נינ <i>ל</i>	軽度(知能指数 75 以下)	7,166 人	7,718人	8,392 人	9,037 人	9,631 人
18 歳	以上の者	23,495 人	24,077 人	24,941 人	25,786 人	26,365 人
18 歳:	未満の児童	9,546 人	10,207 人	10,731 人	11,292 人	12,101 人

[※]各年4月1日現在

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合



(3) 精神障害者の状況

ア 手帳所持者

平成20年4月1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は2万6,629人となっており、県人口の0.36%を占めています。

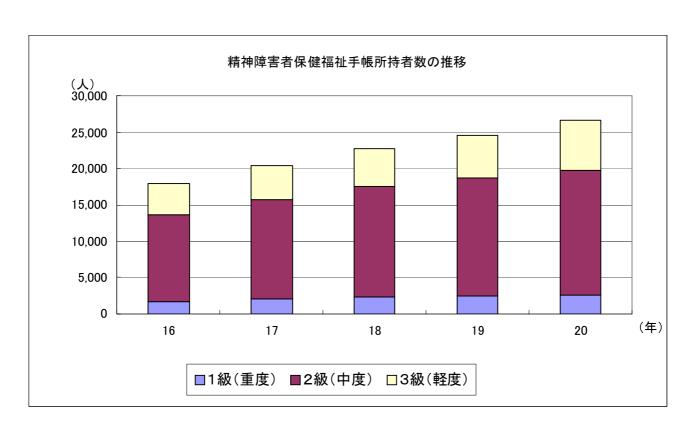
伸び率は毎年少しずつ下がっていますが、それでも、まだ 8%を超える大きな伸びを示しています。

W. J. L. J. L. B. L.	
【蜂油焙芋子	「持者数の推移】
1. 4日 7中 1早 1千 7	川 代十 1日 女父 ひノ 作 17夕 】

区分		16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
	合 計	17,929 人	20,374 人	22,710 人	24,619 人	26,629 人
	県人口に占める割合	0.25%	0.28%	0.31%	0.34%	0.36%
∓ □	1級(重度)	1,731 人	2,091 人	2,369 人	2,500 人	2,643 人
程度別	2級(中度)	11,979 人	13,639 人	15,139 人	16,173 人	17,125 人
נימ	3級(軽度)	4,219 人	4,644 人	5,202 人	5,946 人	6,861 人

※各年4月1日現在

※県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合



イ 公費負担医療の受給者数

平成 20 年 3 月末現在の本県の自立支援医療(精神通院医療)の受給者数は 5 万 7,743 人となっており、県人口の 0.78%を占めています。

受給者数は、平成19年まで毎年伸びていましたが、自立支援医療制度への移行に伴う「受給者証」の切替えの影響から平成20年3月末は一時的な減となっています。

【自立支援医療 (精神通院医療) 受給者の推移】

区分	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
合 計	46,593 人	54,045 人	57,721 人	60,875 人	57,743 人
県人口に占める割合	0.65%	0.75%	0.80%	0.83%	0.78%

[※]各年3月末現在

3 サービスの利用状況

(1) 県全体の在宅サービス利用状況の推移

【訪問系サービスの利用状況】

区 分	18 年度	19 年度
実績(時間数/月)	188,090	203,498
対前年比	-	108.2%

[※] 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスを合わせたもの

【児童デイサービスの利用状況】

区 分	18 年度	19 年度
実績(人日/月)	16,620	18,371
対前年比	•	110.5%

【短期入所(日中預かりを除く)の利用状況】

区 分	18 年度	19 年度
実績(人日/月)	8,346	8,775
対前年比	-	105.1%

(2) 圏域別在宅サービスの利用状況

[※]県人口に占める割合は、各年4月1日現在人口に占める割合

【圏域別手帳所持者数の状況】

区域	人口		身体障害者手帳所持者数		療育(愛護)手帳所持者数		精神障害者保健福祉手帳所持者数	
区 以	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
県 全 体	7,366,146 人	ı	225,081 人	_	38,466 人	-	26,629 人	_
名 古 屋	2,236,844	30.4	78,414	34.8	11,921	31.0	9,737	36.6
海 部	331,004	4.5	9,835	4.4	1,730	4.5	1,127	4.2
尾張中部	158,998	2.2	4,416	2.0	729	1.9	533	2.0
尾張東部	453,004	6.1	11,778	5.2	1,896	4.9	1,360	5.1
尾張西部	513,900	7.0	16,234	7.2	2,825	7.4	1,638	6.2
尾張北部	728,275	9.9	20,683	9.2	3,668	9.5	2,377	8.9
知多半島	608,906	8.3	17,234	7.7	3,236	8.4	2,002	7.5
西三河北部	481,090	6.5	12,765	5.7	2,429	6.3	1,443	5.4
西三河南部	1,082,763	14.7	29,285	13.0	5,551	14.4	3,725	14.0
東三河北部	62,572	0.8	2,710	1.2	459	1.2	222	0.8
東三河南部	708,790	9.6	21,727	9.6	4,022	10.5	2,465	9.3

※人口、各手帳所持者数ともに平成20年4月1日現在

※構成比の単位は%

【サービスの利用状況 平成 19 年度実績(平成 20 年 3 月実績)】

区域	訪問系サービス		児童デイサービス		短期入所	
	延利用時間数	構成比	延利用日数	構成比	延利用日数	構成比
県 全 体	203,498.0		18,371	_	8,775	_
名 古 屋	139,919.5	68.8	7,617	41.5	2,743	31.3
海 部	3,823.0	1.9	851	4.6	532	6.1
尾張中部	1,780.0	0.9	309	1.7	145	1.6
尾張東部	5,423.0	2.7	347	1.9	379	4.3
尾張西部	6,796.5	3.3	2,516	13.7	874	10.0
尾張北部	10,679.5	5.2	3,357	18.3	826	9.4
知多半島	10,155.5	5.0	203	1.1	583	6.6
西三河北部	5,087.0	2.5	146	0.8	505	5.8
西三河南部	11,184.0	5.5	1,482	8.1	1,005	11.4
東三河北部	504.0	0.2	103	0.5	86	1.0
東三河南部	8,146.0	4.0	1,440	7.8	1,097	12.5

※延利用時間数の単位は時間、構成比の単位は%

(3) 居住系サービスの状況

ア 旧体系サービス

【身体障害者(平成20年4月1日現在)】

	区	域			更生的	施設	療護加	施設	授産加	施設
-		以			か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県	1	全		体	2	80	17	1,083	2	100
名	1	古		屋	1	30	2	110		
海				部			1	68		
尾	張	4	1	部						
尾	張	東	Į	部			1	75		
尾	張	西	ī	部			3	180		
尾	張	北	í	部			3	210		
知	多	半	<u>.</u>	島						
西	三;	河 :	北	部			1	50		
西	三 ;	河	南	部			1	30		
東	三 ;	河 :	北	部			2	110		
東	Ξ ;	河	南	部	1	50	3	250	2	100

【知的障害者 (平成 20 年 4 月 1 日現在)】

	区均	alt		更生	上施設	授産旅	施設	通勤	协寮
	区域			か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県	全		体	42	2,665	1	50	4	80
名	古		屋	9	478			2	40
海			部	1	80				
尾	張「	中	部						
尾	張り	東	部	2	90				
尾	張	西	部	2	107				
尾	張	北	部	4	310	1	50		
知	多当	¥	島	4	320				
西	三河	北	部	4	310				
西	三河	南	部	8	530			1	20
東	三河	北	部	1	50				
東	三河	南	部	7	390	_		1	20

【精神障害者(平成20年4月1日現在)】

	r	7 ±	或		生活訓	練施設	福祉ホ-	ーム B 型
	Σ	2 X	义		か所数	定員	か所数	定員
県		全		体	8	160	3	60
名		古		屋	2	40	1	20
海				部				
尾	張		中	部				
尾	張		東	部	2	40	1	20
尾	張		西	部				
尾	張		北	部	1	20		
知	多		半	島	1	20	1	20
西	Ξ	河	北	部	1	20		
西	Ξ	河	南	部	1	20		
東	Ξ	河	北	部				
東	Ξ	河	南	部				

イ 新体系サービス

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

	区	域		グルー	プホーム等		į,	施設入所支援	福祉	ホーム
		以		か所数	か所数 定員 か所数 定員 旧位		旧体系での種別等	か所数	定員	
県	4	È	体	347	1,540	9	580		13	187
								身体障害者更生施設 1		
名	컽	5	屋	139	635	4	240	身体障害者療護施設 1	6	70
								身体障害者授産施設 2		
海			部	7	36					
尾	張	中	部	1	4	1	50	新規		
尾	張	東	部	16	64				1	10
尾	張	西	部	8	43					
尾	張	北	部	26	111	2	190	知的障害者更生施設 2	2	13
知	多	半	島	50	206	1	50	身体障害者療護施設	1	5
西	三河	丁北	部	17	94				1	20
西	三河	可南	部	32	142					
東	三河	1 北	部	4	17					
東	三河	可南	部	47	188	1	50	身体障害者療護施設	2	69

(4) 通所施設の状況

ア 旧体系サービス

【身体障害者 (平成 20 年 4 月 1 日現在)】

	区域		療護施設		授産加	 色設	福祉	工場	小規模通所授産施設		
		区		か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県	全	<u>}</u>	体	9	64	10	280	2	100	3	48
名	古	ī	屋	2	8	6	175				
海			部							1	19
尾	張	中	部								
尾	張	東	部	1	10	1	20			1	19
尾	張	西	部								
尾	張	北	部	3	34	1	20				
知	多	半	島							1	10
西	三河	1 北	部	1	4	1	35	2	100		
西	三河	「南	部								
東	三河	1 北	部								
東	三河	可南	部	2	8	1	30				

【知的障害者(平成20年4月1日現在)】

	区域		更生	施設	授産	施設	小規模通用	所授産施設	
			か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	
県	4	<u>></u> =	体	17	633	96	3727	6	95
名	걷	<u> </u>	屋	3	103	39	1319	3	46
海			部			3	116	1	19
尾	張	中	部			3	95		
尾	張	東	部	1	33	6	227		
尾	張	西	部	1	53	6	253		
尾	張	北	部	1	60	8	329	1	11
知	多	半	島	3	100	6	294		
西	三河	丁北	部	2	50	3	109		
西	三淖	可南	部	5	200	13	620	1	19
東	三淖	北	部			1	31		
東	三河	可南	部	1	34	8	334		

【精神障害者(平成20年4月1日現在)】

	Σ	, t	或		授産施	設	小規模通所	授産施設
	∠	<u> </u>	以		か所数	定員	か所数	定員
県		全		体	7	173	5	95
名		古		屋	2	43	1	19
海				部				
尾	張		中	部				
尾	張		東	部	1	20	1	19
尾	張		西	部	1	30		
尾	張		北	部	1	30	1	19
知	多		半	島	2	50		
西	Ξ	河	北	部				
西	Ξ	河	南	部			1	19
東	Ξ	河	北	部			1	19
東	Ξ	河	南	部				

イ 新体系サービス

【日中活動系サービス (平成20年4月1日現在)】

区域	生活介護		自立訓練(機能)		自立訓練	自立訓練(生活)		就労移行支援		泛援(A型)	就労継続支援(B型)	
	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員	か所数	定員
県 全 体	102	2,513	2	51	10	110	44	572	9	268	57	1,345
名古屋	34	819	1	45	4	40	16	185	4	103	21	514
海 部	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40
尾張中部	1	63	1	6	1	6	0	0	0	0	1	50
尾張東部	4	58	0	0	1	18	3	46	0	0	2	32
尾張西部	9	209	0	0	0	0	2	28	0	0	5	50
尾張北部	10	309	0	0	2	26	2	16	0	0	5	208
知多半島	12	284	0	0	2	20	9	160	0	0	5	92
西三河北部	9	304	0	0	0	0	4	34	2	25	3	88
西三河南部	11	175	0	0	0	0	3	32	1	20	8	161
東三河北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東三河南部	11	262	0	0	0	0	5	71	2	120	6	110

1 計画の基本理念

本計画においても、第1期計画同様、障害のある人が多様な福祉サービスを積極的に活用しながら、自立した生活を営み、それぞれに様々な形での自己実現を目指すとした21世紀あいち福祉ビジョンの基本目標「自立と自己実現を支える福祉」を計画の基本理念とし、ノーマライゼーションの理念のもと、地域に住む人々が障害の有無、障害種別や年齢にかかわらず、互いにふれあい、支え合い、安心して暮らすことができる自立と共生の地域社会づくりを目指していくこととします。

2 計画の基本的考え方

障害のある人が、その能力と適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の5つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービスや相談支援等の 見込量等を設定し、地域において、適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的 に取り組んでいきます。

1 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障害のある人が地域で生活していくことができるよう、県内のどこにいても必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)が利用できるようにします。

2 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障害のある人一人ひとりのニーズに 応じ、どこの地域でも日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所、地域活動支援センター) が利用できるようにします。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としての共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホームの充実や公営住宅等の活用を図るとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域の理解促進を図るなどして、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター等を活用することにより一般就労できるよう、就労支援策の充実を図っていきます。

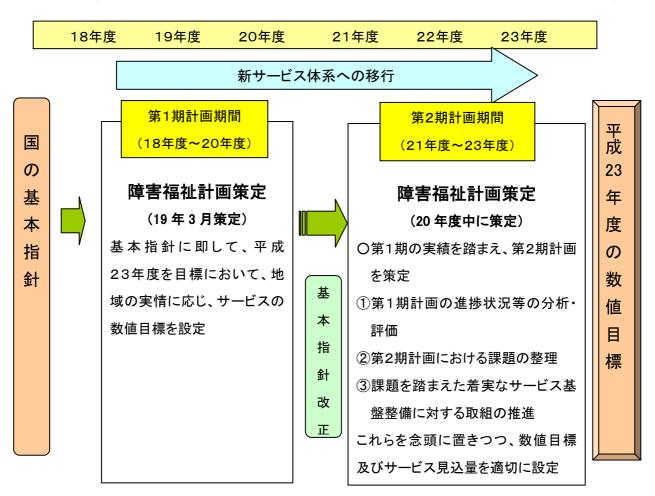
また、就職率が4割強となっている特別支援学校卒業者の一般就労も促進していきます。

5 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、支援に携わる人材の育成や市町村、サービス事業者、保健・医療関係者、障害者関係団体などと連携した相談支援体制の整備など、地域生活支援のためのシステムづくりを進めていきます。

3 計画期間

平成 18 年度から平成 20 年度までを計画期間とする第 1 期計画について必要な見直 しを行い、第 2 期計画では平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年を計画期間とします。



4 市町村との連携

地域生活への移行の推進や障害福祉サービスの提供など、計画の実施に当たっては、 市町村との密接な連携を図りつつ、広域的・専門的な視点から支援を行っていきます。

また、第2期計画では、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に進めるため、圏域単位での課題を整理し、平成23年度における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにするとともに、必要となる事業所数(訪問系サービスを除く。)を年次ごとに見込んだ圏域単位ごとの「障害福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)」を、県と市町村が協働して作成します。(第9章)

5 区域の設定

障害者自立支援法では、県の障害福祉計画において、障害福祉サービス等の種類ご との必要な量の見込みを区域ごとに定めることとされています。

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市町村を単位として、きめ細かなサービスを提供することが基本となります。

しかし、小規模な町村などサービス利用者が少ない地域では、サービス事業者の確保が難しいことから、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があります。

本県では、障害者施策の広域的な実施区域として、11の障害保健福祉圏域を設定しており、本計画においても、この障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)を基本とします。

圏 域 名	圏域に属する市町村
名 古 屋	名古屋市
海 部	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町、春日町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、三好町
西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、小坂井町

障害保健福祉圏域

平成21年4月1日現在

